

議案第63号

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

令和3年6月10日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

目次中「第211条・第212条」を「第211条—第213条」に改める。

第210条第1項後段中「「特例介護給付費」」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」」に改める。

第212条を第213条とし、第211条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第212条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項

において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第104条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「第62条・第63条」を「第62条—第64条」に改める。

第63条を第64条とし、第62条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第63条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方

法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第51号)の一部を次のように改正する。

目次中「第91条・第92条」を「第91条―第93条」に改める。

第92条を第93条とし、第91条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第92条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(前橋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 前橋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年前橋市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第21条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこ

とが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（前橋市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 前橋市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第19条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条・第48条」を「第47条―第49条」に改める。

第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第48条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和元年前橋市条例第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「第106条・第107条」を「第106条—第108条」に改める。

第6条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第7条第7項中「及び第4項第1号」を「、第4項第1号及び次項」に改める。

第79条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第107条を第108条とし、第106条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第107条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第14条第1項(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)、第18条(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、

当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第6条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（前橋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 前橋市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年前橋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第19条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙

その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和3年前橋市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第210条第1項の改正規定、第7条中前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第5項、第7条第7項及び第79条第5項の改正規定、第8条中前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第1項の改正規定並びに第10条の規定は、公布の日から施行する。